

平成 18 年 No.18

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

改正理由

学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、センター設置に伴う必然的な改正なので、事務協議会には諮らずに、決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成18年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成18年規則第 1 号

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第 8 号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和 57 年規則第 4 号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則（昭和 49 年規則第 4 号）
- (4) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成 2 年規則第 3 号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成18年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和 51 年 1 月 10 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改	正	現	行														
〔省略〕 別表 <table><tr><td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>現職教員研修支援センターに属するもの</td><td>東学芸現第 号</td></tr><tr><td><u>学生相談支援センターに関するもの</u></td><td><u>東学芸相第 号</u></td></tr></table> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u>		総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	〔省略〕	〔省略〕	現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号	<u>学生相談支援センターに関するもの</u>	<u>東学芸相第 号</u>	〔省略〕 別表 <table><tr><td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>現職教員研修支援センターに属するもの</td><td>東学芸現第 号</td></tr></table> 〔省略〕		総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	〔省略〕	〔省略〕	現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
〔省略〕	〔省略〕																
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号																
<u>学生相談支援センターに関するもの</u>	<u>東学芸相第 号</u>																
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
〔省略〕	〔省略〕																
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号																

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは，事務局，各学系，連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設， <u>学生相談支援センター</u> 及び各附属学校をいう。					〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは，事務局，各学系，連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。				
〔省略〕 別表（第3条関係）					〔省略〕 別表（第3条関係）				
	種 類	〔 寸法 ミリメー トル平方 〕	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	〔 寸法 ミリメー トル平方 〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省 略〕				組 織 印	〔省 略〕			
役 職 印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	役 職 印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	有害廃棄物処理施設 長 <u>学生相談支援センター長</u> 〔省略〕	23 23 〔省略〕	総務部総務課長 <u>総務部総務課長</u> 〔省略〕	総務課法規・文書係長 <u>総務課法規・文書係長</u> 〔省略〕		有害廃棄物処理施設 長 〔省略〕	23 〔省略〕	総務部総務課長 〔省略〕	総務課法規・文書係長 〔省略〕
〔省略〕 附 則 <u>この規則は，平成18年4月1日から施行する。</u>					〔省略〕				

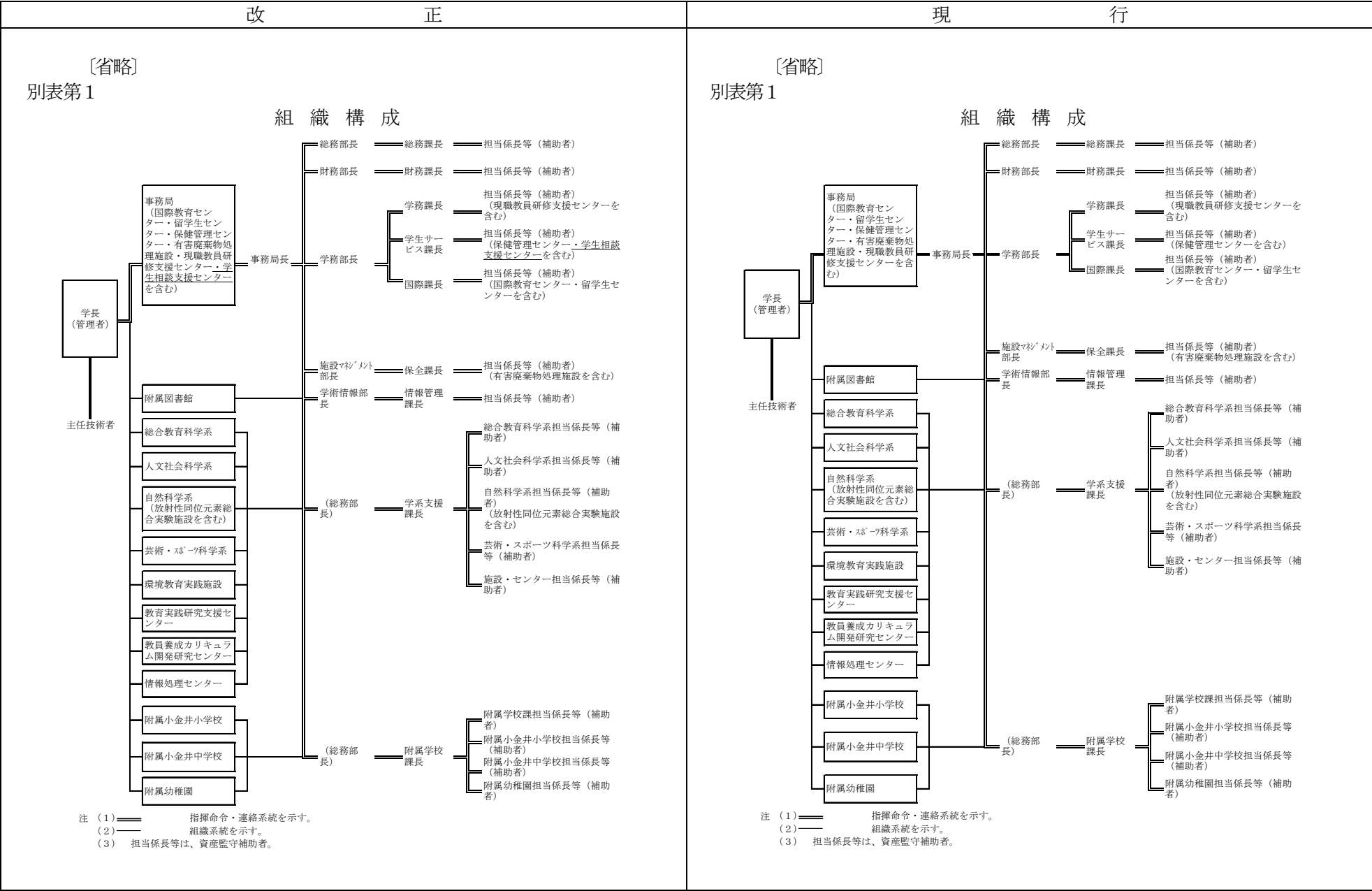
東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者	組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕
情 報 処 理 セ ン タ ー	情報管理課情報基盤整備室情報基盤係長	情 報 処 理 セ ン タ ー	情報管理課情報基盤整備室情報基盤係長
学生相談支援センター	学生サービス課厚生企画係長	各 附 属 小 学 校	附属学校課各地区事務係長
各 附 属 小 学 校	附属学校課各地区事務係長	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	〔省略〕	
〔省略〕			
附 則			
<u>この規則は，平成18年4月1日から施行する。</u>			

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。



〔省略〕

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

(様式2)

学内文書交換表

月日	送達文書の文書 番号又は件名	発信 部課等	受信部課等							
			総 務 課	〃 省	情報 処理 セン ター	放射 性同 位元 素総 合実 験施 設	有害 廃棄 物処 理施 設	現職 教員 研修 支援 セン ター	学生 相談 支援 セン ター	
				略						
				〃						

〔省略〕

附則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

現

行

〔省略〕

(様式2)

学内文書交換表

月日	送達文書の文書 番号又は件名	発信 部課等	受信部課等							
			総 務 課	〃 省	情報 処理 セン ター	放射 性同 位元 素総 合実 験施 設	有害 廃棄 物処 理施 設	現職 教員 研修 支援 セン ター		
				略						
				〃						

〔省略〕